

熊本県立松橋西支援学校「いじめ防止基本方針」

平成26年3月策定
平成28年3月一部改
平成30年3月一部改
平成31年4月一部改
令和2年3月一部改
令和3年3月一部改
令和6年5月一部改
令和7年4月一部改

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」の定義に基づき、すべての教職員が「いじめはどの学校・学級でも起りうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童生徒はない」という基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見に取り組む。また、いじめの疑われる問題が生じた場合は、迅速かつ組織的な対応を行うこととする。

(2) いじめ防止等に係る具体的な取組

人権教育推進委員会と連携し、全児童生徒を対象に事前の働きかけを行う。また、「未然防止」に向けた取組を、年間の計画に基づいて実施する。

取組をとおして学級や学部における仲間づくりや集団づくり、社会性の育成など、児童生徒の健全な育成をめざす。

定期的に、児童生徒や保護者等へのアンケートを実施し、いじめの早期発見に向けた取組の一助とする。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、本校の児童生徒に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）で、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。（「いじめ防止対策推進法第2条」より抜粋）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めなければならない。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

3 いじめの防止等のための対策組織

(1) 構成メンバー

○初期対応

発見者・担任・管理職・学部主事・分教室主任・人権教育主任・教育支援部長・生徒指導主事・情報集約担当者(生徒指導部担当者)
(必要に応じて) 関係職員・養護教諭など

○いじめ問題対策委員会

校長・教頭・主任事務長・主幹教諭・関係する学部の主事・人権教育主任・生徒指導主事・情報集約担当者(生徒指導部担当者)
(必要に応じて) 関係職員・養護教諭など

○いじめ防止対策推進委員会

校長・教頭・主任事務長・主幹教諭・外部相談員・学部主事・分教室主任・人権教育主任・生徒指導主事・情報集約担当者(生徒指導部担当者)
(必要に応じて) 関係職員・養護教諭など

(2) 組織の役割

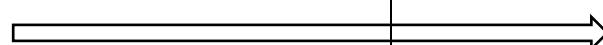
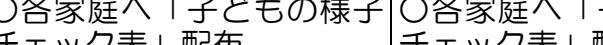
本組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核的な役割を担う。

(ア) 未然防止

・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割

- (イ) 早期発見・事案対処
- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
 - ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ・いじめに係る情報があった時に緊急会議(いじめ問題対策委員会)を開催し、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
 - ・いじめの被害児童生徒・加害児童生徒に対する対応方針等を決定し、組織的に実施する役割
- (ウ) いじめ防止基本方針に基づく取組
- ・具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
 - ・いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
 - ・いじめ防止基本方針についての点検、見直しを行う役割

4 年間計画

| | 1学期 | 2学期 | 3学期 |
|--|---|--|--|
| 防 止 に 向 け た 会 議 ・ 研 修 等 | <ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ防止対策推進委員会」(7月) <ul style="list-style-type: none"> ・外部相談員への委嘱状交付 ・各学部取組の方向性 ○いじめ防止職員研修(5月) ○人権教育推進委員会(4月・6月) | <ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ防止対策推進委員会」(12月) <ul style="list-style-type: none"> ・各学部の取組 ○人権教育推進委員会(12月) ○人権学習の取組についての事前研修(11月・各学部) ○人権学習の取組についての事後研修(12月・各学部) | <ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ防止対策推進委員会」(2月) <ul style="list-style-type: none"> ・本年度のまとめ ・来年度の検討と課題等 ・基本方針の確認 ・年間計画の確認 ○いじめ防止職員研修(1月・各学部) ○人権教育推進委員会(2月) ○人権レポートの執筆(1月) ○校内人権レポート研修会(1月) ○広報人権「ともにいきる」の発行 |
| 防 止 に 向 け た 教 育 活 動 | <ul style="list-style-type: none"> ○心のきずなを深める月間の取組(6月・各学部) ○全校集会(本校・分教室)における教頭講話(6月) ○いじめは許さないという学級風土づくり ○児童生徒が互いの個性を認め合う学級経営 ○自己有用感や自己肯定感を高めるための取組 ○情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動 | <ul style="list-style-type: none"> ○人権週間の取組(12月・各学部) |  |
| 早 期 発 見 | <ul style="list-style-type: none"> ○児童生徒アンケート(各学部)実施 ○各家庭へ「子どもの様子チェック表」配布 ○日頃の児童生徒の様子観察 ○面談、連絡帳等をとおしての情報交換 ○いじめの疑いなど気になる事案を情報集約担当者へ報告 | <ul style="list-style-type: none"> ○熊本県「心のアンケート」実施 ○各家庭へ「子どもの様子チェック表」配布 |  |

5 いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうることから、すべての児童生徒を対象として、いじめさせない未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめ防止に資する活動に取り組む。相手に心身の苦痛を与える行為を否とし、「いじめは許されない」といった雰囲気を醸成する一方で、被害児童生徒及び加害児童生徒の人権について、児童生徒と教職員が一緒に考える機会を、児童生徒の発達段階に応じて設ける。

また、教職員一人一人の言動が、児童生徒の人格形成に大きな影響を与えることを自覚し、学校における言語環境の整備に努めるとともに、児童生徒に対し言葉の大切さに気付かせる指導の充実に努める。

6 いじめの早期発見

わずかな兆候であっても、いじめではないかと疑う視点を持って、早い段階からの確に関わり、児童生徒がいじめを隠したり軽視したりしないように、組織的に対応しいじめの早期かつ的確な発見と認知に努める。児童生徒からの相談に対しては、迅速かつ丁寧に対応することを徹底し、気になる事案は情報集約担当者等へ直ちに報告する。

7 いじめへの対処

いじめの疑いに関する情報を得た場合には、直ちに学部主事（分教室主任）、生徒指導主事、情報集約担当者、人権教育主任、管理職等に報告する。事實を確認したうえで、「いじめ問題対策委員会」において対応を検討する。

いじめが認知された場合は、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事實を確認し適切に指導するなど、組織的に対応する。

8 いじめの解消

いじめは、単に謝罪を持って安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている状態である。

(ア) いじめに係る行為が止んでいること

- ・その期間は、少なくとも3ヶ月を目安とする。
- ・いじめ被害の重大性等からさらに長期間が必要であると判断した場合は、相当の期間を設定して状況を注視する。

(イ) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

- ・被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認する。

いじめが「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

9 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第28条第1項各号において定められている次の2つの場合を重大事態としている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるととき。

上記①「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるととき」、とりわけ「児童生徒が自殺を企図した場合」には、教育委員会と連携し、「いじめが背景に疑われる重大事態への対応マニュアル」に沿って、「いじめ問題対策委員会」を立ち上げ、校長を中心に学校全体で情報を共有、連携して対応に当たる。